

安堵町高齢者福祉計画及び 第9期介護保険事業計画

概 要 版



令和6年3月
安堵町

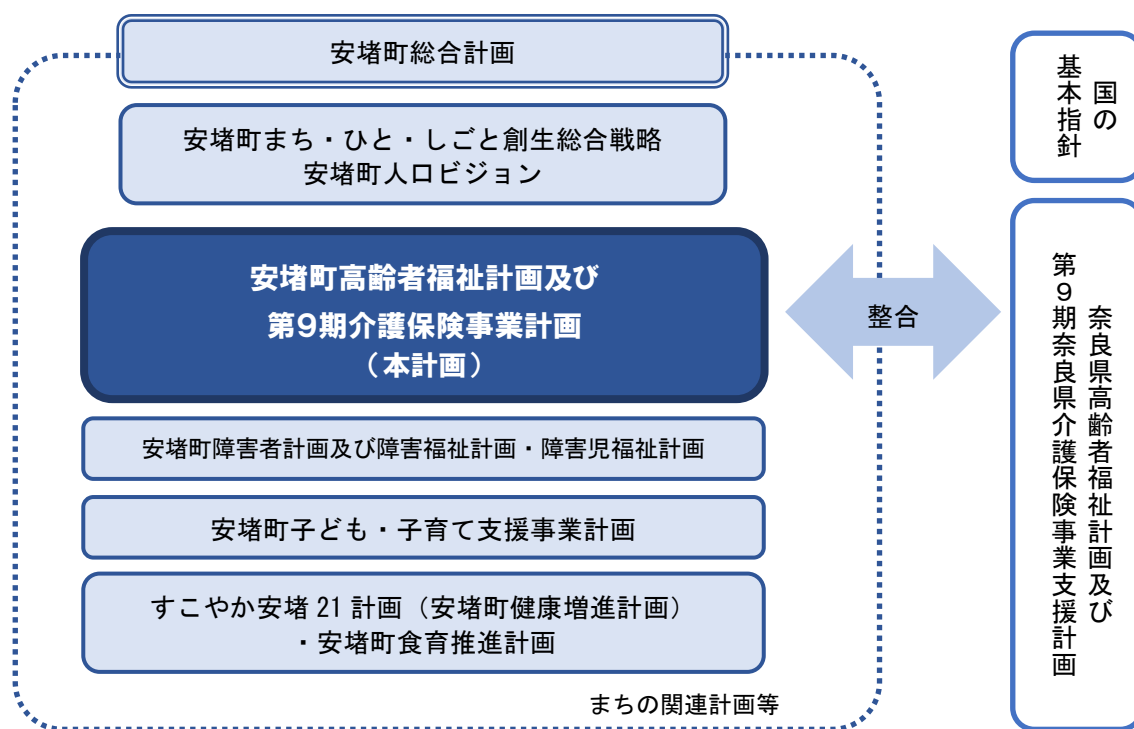
計画策定の趣旨

安堵町（以下、「本町」という。）では、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年までの計画期間を通じて、地域包括ケアシステムの構築を目指し、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、介護・予防・医療・生活支援・住宅支援を一体的に進めてきました。

これまで推進してきた地域包括ケアシステム構築のための方向性を継承しつつ、現役世代人口の急減が見込まれる令和22（2040）年を念頭におき、本町の高齢者福祉及び介護保険事業を中長期にわたり安定的に推進するため、「安堵町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

他計画との関係

本計画は、「安堵町総合計画」を上位計画とする高齢者施策の部門別計画であり、また、国の基本指針や、「安堵町障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画」等の関連する計画との整合を図り、策定するものです。



計画の期間

介護保険法第117条第1項の規定に基づき、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間の計画期間とします。

計画の基本的な考え

本計画においては、国の制度改正や地域包括ケアシステム構築に向けた施策継続を踏まえ、第8期計画で掲げた「みんなが支え合い 生涯すこやかに生活する 安堵のまち」の実現に向けた取り組みを一層強化することに重点を置き、理念を継承・深化しつつ、さらに地域力を高める施策を推進します。

《 基本理念 》

みんなが支え合い 生涯すこやかに生活する 安堵のまち

■ 基本目標1

活力に満ちて、すこやかに生活できる ～総合事業の推進と生きがいづくり～

長寿社会を迎え、多くの高齢者は現役を退いてから長い人生を過ごすことになります。高齢者が健康でいきいきと暮らせる期間をできるだけ長く持てるよう、健康の維持や介護予防、社会参加、生きがいを見出すことが大切です。地域資源や人材の発掘を進めるとともに、様々なネットワークを構築しつつ総合的に生活支援体制の充実に取り組みます。

■ 基本目標2

自分らしく、安心・快適に生活できる ～認知症対策と権利擁護の充実～

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることのできる社会の実現に向けて、「共生と予防」の考え方のもと、認知症に関する周知の啓発や認知症の早期発見・早期対応に努めます。また、高齢者やその家族が地域で、安心・快適に生活できるよう、成年後見制度の利用促進や高齢者虐待防止等の権利擁護を推進し、日々の暮らしを支える切れ目のない支援の充実に努めます。

■ 基本目標3

地域全体で支え合って生活できる ～地域包括ケアシステムの強化～

疾病等を抱えてもできる限り住み慣れた自宅等での生活を継続するためには、医療・介護・福祉サービス等を含めた多様なサービスの切れ目のない提供と、インフォーマルな支え合い活動を重層的に組み合わせた地域包括ケア体制の充実が重要です。そのため、医療・介護関係者をはじめとした多職種協働による介護予防や疾病予防・重度化防止の一体的な取り組みを推進します。

施策の展開

基本目標

1

活力に満ちて、すこやかに生活できる

●施策の方向性1● 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

（１）介護予防・生活支援サービスの推進

- 訪問型サービス
- 通所型サービス
- その他の生活支援サービス
- 介護予防ケアマネジメント

（２）一般介護予防事業

- 介護予防把握事業
- 介護予防普及・啓発事業
- 地域介護予防活動支援事業
- 一般介護予防事業評価事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業

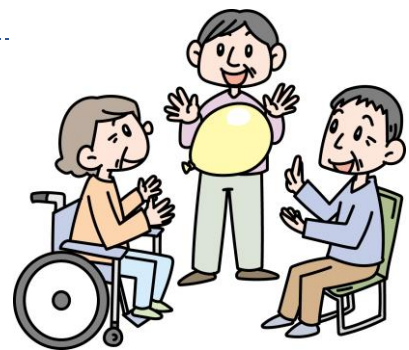
（３）生活支援コーディネーターによる地域づくりの推進

- 地域づくりの推進

●施策の方向性2● 生きがいづくりや社会参加の推進

（１）生きがいづくりの充実

- 安堵町安寿会連合会の活動支援
- サロン活動の支援
- 高齢者文化・スポーツ振興交流事業の推進
- ボランティア活動の支援
- ボランティア養成講座の開催



（２）高齢者の就労促進・社会参加

- 就労促進の支援
- 社会参加支援



●施策の方向性3● 高齢者の認知症対策と権利擁護**(1) 認知症施策の推進**

- 医療・ケア・介護との連携、認知症への早期対応の推進
- 認知症バリアフリーの推進及び認知症に対する理解の促進
- 本人と介護者への支援

**(2) 権利擁護の推進**

- 日常生活自立支援事業の推進
- 成年後見制度利用促進事業

(3) 高齢者虐待の防止

- 高齢者虐待の防止や相談窓口の普及・啓発
- ネットワークの構築
- 家族介護者への支援の充実

●施策の方向性4● 高齢者と家族の日々の暮らしを支える支援の推進**(1) 高齢者福祉の推進**

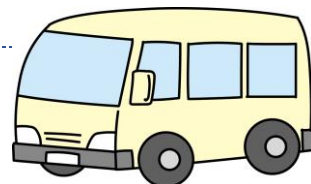
- 高齢者見守りネットワークの充実
- 食の自立支援サービス
- 訪問理美容サービス
- 緊急通報装置貸与事業
- 救急医療情報キット

(2) 高齢者の住まいを支える支援の充実

- 養護老人ホーム
- ケアハウス（軽費老人ホーム）
- 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅
- 住環境整備の支援

(3) 高齢者の外出を支える支援の充実

- 多様な移動手段の確保

**(4) 家族介護者を支える支援の充実**

- 介護用品等支給事業
- 家族介護慰労金等給付事業
- 仕事と介護の両立支援の推進

(5) 防災・感染症対策、防犯体制の推進

- 避難行動要支援者名簿登録制度の普及促進
- 安否確認が必要な高齢者の見守り
- 災害対策の充実
- 感染症対策の推進
- 地域における防犯体制の充実

●施策の方向性5● 地域包括ケアシステムの強化**（１）地域包括ケア体制の整備・充実**

- 地域包括支援センター体制の充実
- 地域ケア会議の充実とケアマネジメントの向上

（２）在宅医療・介護連携の推進

- かかりつけ医の啓発
- 在宅医療・介護に関する地域資源の把握
- 多様な人材の確保
- 地域住民への普及・啓発
- 近隣自治体との広域連携の推進
- 在宅医療サービスの推進
- 在宅医療と介護の連携体制の強化
- 医療・介護関係者への研修の実施

**●施策の方向性6● 介護保険制度運営の適正化****（１）適切な要介護認定の実施**

- 適正な調査の確保

（２）サービスの質の向上

- 地域におけるネットワークの構築
- 西和圏域7町における調整会議の実施
- 苦情解決体制の強化
- 介護サービス評価事業等の検討
- ケアプランの点検
- 住宅改修等の点検
- ＩＣＴやロボットの活用・業務効率化の推進
- 新たな事業への展開



第1号被保険者の保険料について

65 歳以上の人の介護保険料は、市町村ごとに介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決められます。

※（ ）は軽減前の割合

第9期所得段階区分（13 段階）		基準額に対する割合
第1段階	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人 ●世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入金額＋合計所得金額が80万円以下の人	×0.285 (0.445)
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入金額＋合計所得金額が80万円を超え120万円以下の人	×0.485 (0.685)
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入金額＋合計所得金額が120万円を超える人	×0.685 (0.690)
第4段階	●世帯に住民税を課税されている人がいて、本人は住民税非課税かつ、課税年金収入金額＋合計所得金額が80万円以下の人	×0.90
第5段階 (基準額)	●世帯に住民税を課税されている人がいて、本人は住民税非課税で、課税年金収入金額＋合計所得金額が80万円を超える人	×1.00
第6段階	●本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	×1.20
第7段階	●本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	×1.30
第8段階	●本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	×1.50
第9段階	●本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	×1.70
第10段階	●本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	×1.90
第11段階	●本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	×2.10
第12段階	●本人が住民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	×2.30
第13段階	●本人が住民税課税で、合計所得金額が720万円以上の人	×2.40

介護保険はみんなで支え合う制度です

介護保険制度は、40 歳以上の人が被保険者となって保険料を負担し、高齢者が介護を必要とする状態になっても自立した生活を送ることができるよう、支えていくための制度です。

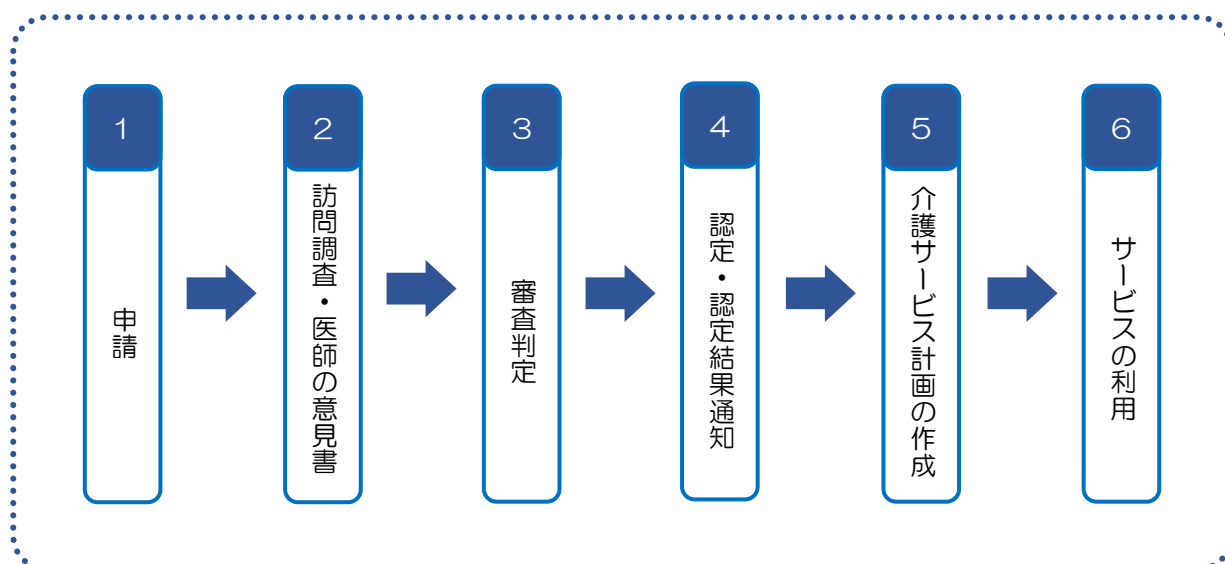
●被保険者●

安堵町にお住まいの 40 歳以上の人

	第 1 号被保険者	第 2 号被保険者
対象者	65 歳以上の人	40～64 歳の医療保険加入者
受給条件	・介護や日常生活の支援が必要になった場合に、介護認定を受け、介護保険のサービスを利用できます。	・老化が原因とされる病気（※特定疾病）により、介護や日常生活の支援が必要になった場合に介護認定を受け、介護保険のサービスを利用できます。

●サービスを利用するには●

介護保険のサービスを利用するためには、安堵町に「要介護認定・要支援認定申請書」を提出して要介護認定・要支援認定を受けることが必要です。申請受付は、安堵町福祉保健センター内健康福祉推進室で行っています。



安堵町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画《概要版》

発行年月：令和6年3月 発行者：安堵町

〒639-1061 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵 853 番地

TEL：0743-57-1590 FAX：0743-57-1592